

「むつ市燃料券」取扱店舗募集要項

「むつ市燃料券」の発行に伴い取扱店舗を募集します。
希望される事業所は、下記内容を御確認いただき「取扱店舗登録申込書」に必要事項を御記入の上、お申し込みください。

1. 燃料券の概要

名 称	むつ市燃料券
発 行 者	むつ市
発行総額	額面1億600万円(予定)
発行冊数	53,000シート(予定) (1シート=1,000円券×2枚)
配付対象者	令和5年11月1日時点で、 むつ市に住民登録がある者53,000人(想定)
配付期間・方法	郵送業者の準備が整い次第～令和5年12月31日(日) 全市民宛てに郵送
使用期間	配布開始日～令和6年2月29日(木)まで

2. 取扱店舗の応募資格

むつ市内に事業所又は店舗を有し、むつ市内の店舗等に関り燃料券を利用可能とすることができる事業者。ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に該当する営業及び同法第2条第5項に該当する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る同法第2条第13項に該当する接客業務受託営業を行うもの
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する暴力団及び同条第6号に該当する暴力団員が関与するもの

3. 取扱店舗登録料／換金手数料／振込手数料

- (1) 取扱店舗登録料・換金手数料・振込手数料は無料です。

4. 燃料券取扱い厳守事項

- (1) 燃料券は、灯油・ガソリン・軽油の購入に限り使用可能です。
- (2) 取扱店舗で(1)の購入に使用するプリペイドカードへのチャージは可能とします。
- (3) 燃料券と現金の交換は禁止です。
- (4) 利用額が券面額に満たない場合でも釣銭は渡さないこと。
- (5) 不足分は現金等で受け取ること。
- (6) 利用期間を過ぎた燃料券は無効となります。
- (7) 燃料券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負いません。

5. 取扱店舗の責務等

次の事項を遵守してください。

- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう、市から業務を受託した事業者(11月上旬に決定予定。以下「受託業者」という。)が作成する告知ツール(ポスター等)を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 取扱店舗において、本券を利用対象としない商品を独自に定める場合、取扱店舗は予め利用者が認識できるように明示すること。
- (3) 利用者が持ち込んだ燃料券は、受け取る前に問題がないか確認し、偽造された燃料券と判別できる場合、燃料券の受け取りを拒否し、その事実を市及び受託業者へ速やかに報告すること。
- (4) 燃料券を受け取った時は、他店での再利用防止のため裏面の所定欄に取扱店名を記入(ゴム印可)し、既に取扱店舗の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (5) 登録された店舗名と燃料券裏面に記入された取扱店舗名が異なると換金できない場合があるので、店舗名が変更になった場合は、市及び受託業者へ直ちに報告すること。
- (6) 燃料券の交換、譲渡及び売買は行わないこと。
- (7) 受け取った燃料券の保管及び管理には十分注意し、紛失や盗難等による損失は取扱店舗の責務とする。

6. 燃料券の換金

燃料券の換金に関しては受託業者が行います。詳細については受託業者が決定後にお知らせいたしますが、次のとおり予定しております。

○換金期間：令和6年3月7日(木)まで

○換金場所：むつ地区、大畑地区、川内・脇野沢地区 計3箇所

7. 取扱店舗の登録申込

- (1) 取扱店舗の登録を申し込まれる方は、この募集要項に同意の上、「取扱店舗登録申込書」に必要事項を記入し、(6)の申込先まで電子メール、郵送、FAX又は持参により提出してください。
- (2) 市内に複数の店舗がある場合は、店舗毎の登録が必要です。
- (3) 「取扱店舗登録申込書」は、むつ市役所産業雇用政策課の窓口でも配布しま

- す。
- (4) 申込内容を審査の上、承認の可否について郵送で通知します。なお、申込内容に虚偽、不備等がある場合は、不承認あるいは承認を取り消すことがあります。
- (5) 申込期間は、令和5年10月27日(金)から11月2日(木)までとします。

※11月2日までにお申込の店舗は、燃料券に同封するチラシに店舗名を掲載します。11月3日以降のお申込は、順次、公式HPの「取扱店舗一覧」に店舗名を掲載します。取扱店舗の最終申込期限は、令和6年1月31日(水)までとします。

(6) 申込先

〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号
むつ市経済部産業雇用政策課
TEL:0175-22-1111(内線2650)
FAX:0175-22-1373
E-mail:mt-sangyo@city.mutsu.lg.jp

[本件に関するお問合せ先]

むつ市経済部産業雇用政策課
〒035-8686 むつ市中央一丁目8番1号
TEL:0175-22-1111(内線2650)
FAX:0175-22-1373
E-mail:mt-sangyo@city.mutsu.lg.jp